

○犬山市ジェンダー平等審議会規則

令和6年3月28日規則第13号

犬山市ジェンダー平等審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、犬山市附属機関設置条例（平成28年条例第36号）第8条の規定に基づき、犬山市ジェンダー平等審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) ジェンダー平等に係る施策に関する知識及び経験を有する者
- (3) 市民
- (4) その他市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集及び議事)

第4条 審議会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が在任しないときの会議は、市長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への

出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、市民部多様性社会推進課において行う。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。